

消費者委員会有識者ヒアリング 2012.7.10（火）メモ

大塚 良治（湘北短期大学）

所感：

電気料金審査専門委員会「東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案（案）」（平成24年7月5日）の公表を受けて、東京電力の電気料金認可に向けた手続きが進められている。消費者委員会電力料金問題検討ワーキングチームの有識者メンバーを拝命している当職としては、議論が尽くされているとは言い難い状況であると認識している。当職としては、以下に掲げる項目につき、妥当性のある返答を求めたい。特に、「(3)減価償却費について」に記した事項が重要な問題であると認識しており、この(3)に対する明確かつ正当な返答がない限り、当職としての意見を表明することは困難である点を申し添えておきたい。

(1) 株式価値の希釈化について

①2012年3月期の東電の自己資本（＝純資産合計－新株予約権－少数株主持分）は約7,872億円で、発行済株式数は約16億株、1株当たり自己資本額は492円である。国による1億円の資本注入が実施されるが、その内容は、議決権付き優先株を1株200円で16億株発行（3,200億円）と、議決権無し優先株を1株2,000円で3億4千万株発行（6,800億円）により行われる。これら優先株のすべてを原子力損害賠償支援機構が引き受ける。このことにより、既存株主の議決権割合は低下する。普通株への転換価格は1株30円～300円の範囲で、東電の株価に連動して決定されるとされる。仮に議決権付き優先株3,200億円が1株300円で転換された場合、普通株が10.67億株増加する計算となり、自己資本は約1兆1,072億円、1株当たり自己資本は約415.15円となる。300円で普通株へ転換された場合、既存株主は76.85円/株の株式価値の低下による損失を被る可能性がある。こうした普通株式への転換による株式価値の希釈化の可能性があるという点では、既存株主が一定の責任を負担しているという見解には妥当性があるものの、破たん処理と比べると甘いという批判は免れないものと思われる。

(2) レートベースについて（平成24年6月12日（火）付 資源エネルギー庁「御質問事項への回答」（資料2）p.6、「料金認可申請の概要について」p.13、pp.43～44、「総合特別事業計画の概要」p.68）

①「1958年の電気料金制度調査会報告書において、『真実かつ有効な資産の価値に対し公正な報酬が与えられるべき』とされているが、現在の審査要領においても同様の考え方が採用されている（レートベース対象の投資について、「電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否かについて審査することと確認的に規定）」とあるが、レートベースの金額は時価なのか帳簿価額なのか。東電の原子力発電設備（貸借対照表計上額約7,263億円）は再稼働の見通しが不透明な状況であり、時価評価により算定された「真実かつ有効な資産の価値」をレートベースの金額とするべきという見解も考えられる。仮に不稼働期間が長期にわたると見込まれる場合には、減損処理の可能性も出てくるのではないか。

(3) 減価償却費について（「東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案（案）」p.51）

①柏崎刈羽原発の「2号機については原価算定期間内の再起動が見込まれないものの、原価算定期間以降には、それ以外の号機の稼働計画同様に再起動がなされるものと仮定しており、レートベース及び減価償却費を算入することは妥当である。」としている。また、「福島第一原子

力発電所 5、6 号機及び福島第二原子力発電所については、原価算定期間内における再稼働は見込まれていないが、原価算定期間終了後、将来にわたって再稼働しないと確定的に判断することはできず、また、再稼働が見込めないことに一定の正当な理由があると考えられる以上、レートベース、減価償却費を全額料金原価に算入することは妥当である」としている。しかし、再稼働しない原発から電気は生産されないことから、少なくとも原発の不稼働期間に係る減価償却費は電気料金の原価を構成するとは言えないのではないかと。原発の不稼働期間に係る減価償却費を原価から自主的に除外するという選択肢はないのか。

(4) 燃料費・購入電力料等について（「東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案（案）」 p. 31）

① 原油の調達を他の一般電気事業者との共同調達で行ってはどうか。共同調達で安く原油を購入できるのではないかと。

② 「査定方針案（案）」 p. 31 によると、「LNG の長期契約分については、9 プロジェクト（約 1,800 万トン／年）のうち、4 プロジェクト（約 800 万トン／年）について価格の見直しが行われることを確認した」とされる。他の 5 プロジェクトについては、価格の見直しは行われなかったのだろうか。」

(5) 資産売却の具体施策について（「総合特別事業計画の概要」 p. 39～44）

① 「総合特別事業計画」に「『売却』と整理されていない不動産も賃貸等で最大限有効に活用」とあるが、どのような活用法を考えているのか。売却しない場合には、プロパティマネジメントを適切に実施し、継続使用することが、売却価値を上回ることを証明すべきである。

② 子会社保有不動産の処分方針で、変電所のある厚生施設は売却対象となっていない。変電所部分の存続は理解できるが、厚生施設を廃止することで更なるコスト削減を図ることは出来ないのだろうか。あるいは厚生施設部分については外部委託なども検討できるのではないかと。

③ 病院については、「総合特別事業計画（本体）」 p. 68 では「医師・看護師が福島に派遣されており、被災地への配慮を考慮すれば当面売却すべきではない」としているが、病院の収支は明らかに出来ないのだろうか。仮に赤字であれば、他の医療法人などへの譲渡あるいは業務委託も検討すべきである。仮に赤字でも売却できないということであれば、病院経営のコンサルを利用して収支改善を模索することも一案ではないかと。

以上